

令和 2 年 1 月 22 日
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）について、令和 2 年 4 月 1 日付けで施行される「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 15 号）の反映に合わせて、以下の事項を反映し、変更認可申請を実施することを考えている。

1. 保安規定の変更命令に係る事項の取扱い

(1) 記載内容

平成 22 年 6 月 15 日付け「保安規定の変更命令について」（平成 22・06・14 原第 2 号）に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付け電原運第 20 号をもって変更認可申請を行い、平成 22 年 9 月 6 日付け平成 22・08・05 原第 3 号により認可を受けた事項については、QMS 文書に取込んで継続的な活動として実施してきていることから、標準的な条文記載とする。

加えて、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）の一部改正により、保安規定に安全文化を醸成する体制に関して記載することを定めている、現行の実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号は見直されるため、第 2 条の 3（安全文化の醸成）については、記載しない。また、第 2 編（廃止措置段階の原子炉施設編）の第 124 条（安全文化の醸成）についても同様に記載しない。

(2) 理由

平成 25 年度第 17 回原子力規制委員会（平成 25 年 7 月 31 日）時の保安検査の実施状況報告を受けて、平成 22 年 6 月より実施されてきた特別な体制による保安検査が、平成 25 年度第 2 四半期以降、通常の保安検査の体制に移行されたことも踏まえ、「保安規定の変更命令について」による個別具体的な業務プロセスに係る保安規定記載事項を見直すこととしたため。

また、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」の設置等に係る事項は、「原子力強化プロジェクト」が保守管理の不備に係る再発防止対策におけるプロジェクト組織であるため、今後、業務見直しを図ることとしているが、それまでは社内組織としては残すものの、本実用炉規則の一部改正による見直しに合わせて、「原子力強化プロジェクト」の設置等に係る保安規定記載事項も見直すこととしたため。

2. 建設段階にある島根 3 号炉に係る事項の取扱い

(1) 記載内容

保安規定第 8 章（施設管理）において、島根 3 号炉の保全活動管理指標は、建設段階に応じた指標を設定する旨を記載する。

(2) 理由

現状の保全活動管理指標は、運転段階のプラントに対する指標であるため。

3. 実施部門内部監査に係る事項の取扱い

(1) 記載内容

第3条(品質保証計画)の、「4.2.1 c) JEACが要求する“文書化された手順”および記録」のうち、内部監査に係る二次文書名および当該文書の制定者について、実施部門における「実施部門内部監査基本要領(第3条)」および「電源事業本部長」を削除し、監査部門における「原子力安全管理監査要領(第3条)」および「内部監査部門部長(原子力監査)」*のみの記載に変更する。また、第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の第125条(品質保証計画)の記載も同様に変更する。

※:以下の4項に示す通り、「考査部門」から「内部監査部門」に組織名称を変更する。これに伴い、役職名称を「考査部門部長(原子力監査)」から「内部監査部門部長(原子力監査)」に変更する。

(2) 理由

これまで、独立監査組織(考査部門)が行う原子力安全管理監査に加え、品質保証部門(電源事業本部(原子力品質保証))が中心となって行う実施部門内部監査を行ってきた。原子力安全管理監査ではQMS全体を、実施部門内部監査ではJEAC4111の7章を中心に業務に密着した監査を行うことで、独立性を確保した形でその役割を分担してきたが、このたび、より独立性を確保する観点と、監査業務が重複している観点を踏まえ、実施部門内部監査にて担ってきた監査内容を、原子力安全管理監査に一本化することとしたため。

4. 内部監査実施部門の名称変更に係る事項の取扱い

(1) 記載内容

第3条(品質保証計画)、第4条(保安に関する組織)の組織図および第5条(保安に関する職務)第3項に記載の「考査部門長」、「考査部門部長(原子力監査)」について、それぞれ「内部監査部門長」、「内部監査部門部長(原子力監査)」に変更する。また、第2編(廃止措置段階の原子炉施設編)の第125条(品質保証計画)、第126条(保安に関する組織)の組織図及び第127条(保安に関する職務)の記載も同様に変更する。

(2) 理由

独立監査組織の「考査部門」が、内部監査組織であることを明確にするため、組織名称を「内部監査部門」に変更することとしたため。

以上